

特定公園施設譲渡契約書(案)

譲渡人●●●(以下「甲」という。)と譲受人舞鶴市(以下「乙」という。)とは、両者間で令和●年●月●日に取り交わした「赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点創出事業基本協定書」(以下「協定書」という。)に基づき、次の条項により、譲渡契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(譲渡物件)

第1条 甲が乙に譲渡する物件(以下「譲渡物件」という。)は、別紙「物件目録」のとおりである。

(所有権の移転)

第2条 譲渡物件の所有権は、協定書に定める完了検査に合格することを停止条件とし、令和●年●月●日に、甲から乙に移転する。

(登記の嘱託)

第3条 甲は、所有権の移転にあたり、移転登記を要する場合は、前条の定めにより、所有権の移転登記手続きに必要な書類一式を乙に提出するものとし、乙が所有権の移転登記手続きを行うものとする。この場合において、当該登記手続きに要する費用は甲の負担とする。

(譲渡物件の引き渡し)

第4条 甲は、協定書に定める完了検査に合格することを停止条件として、令和●年●月●日に、譲渡物件を当該合格時の状態で、乙に引き渡す。

(契約不適合責任)

第5条 乙は、譲渡物件に構造上の欠陥、破損等の契約不適合がある場合は、事業者に対し、その契約不適合を事業者の費用をもって補修するよう請求することができる。

(契約の費用)

第6条 本契約の締結に要する費用は、甲の負担とする。

(本契約の変更)

第7条 本契約の変更については、甲及び乙の書面による同意をもってのみこれを行うことができる。

(裁判管轄)

第8条 本契約に関して紛争が生じたときは、京都地方裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(協議)

第9条 本契約に定めのない事項又は本契約に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため本書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和●年●月●日

(甲)

印

(乙)

印

(別紙)  
物件目録